

京都市いじめの防止等取組指針

平成 2 7 年 1 月

(改定 平成 2 9 年 9 月)

京 都 市

目 次

1	はじめに	1
	（１）いじめに対する基本認識	
	（２）本市における取組	
	（３）京都市いじめの防止等取組指針の策定	
2	いじめについて	3
	（１）いじめの定義	
	（２）いじめの態様	
3	基本理念	5
	（１）いじめの防止等の取組の推進に当たっての基本的な理念	
	（２）個人情報の取扱い	
4	京都市が実施する施策	6
	（１）庁内体制の整備と関係機関との連携等	
	（２）相談体制の整備	
	（３）私立学校等との連携	
5	京都市教育委員会が実施する施策	7
	（１）いじめの未然防止のための取組	
	（２）いじめに対する措置	
	（３）適切な引継ぎと再発防止の取組	
	（４）重大事態への対処	
	（５）取組の検証と学校評価	
	（６）取組指針の見直し	
6	学校が実施する施策	10
	（１）学校いじめの防止等基本方針の策定	
	（２）学校いじめの防止等基本方針で定める主な内容	
	（３）いじめ対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）	
	（４）学校評価	
	（５）いじめの未然防止のための取組	
	（６）いじめの早期発見・積極的認知のための取組	
	（７）いじめ事案に対する措置	
	（８）いじめの解消	
	（９）重大事態への対処	

7	保護者の責務，市民・事業者の役割	23
	(1) 保護者の責務，市民・事業者の役割	
	(2) いじめ問題の背景としての大人社会の課題への対応	
8	いじめの禁止，子どもの努力	24
	(1) いじめの禁止	
	(2) 子どもの努力	
9	インターネット等によるいじめへの対応	25
	(1) インターネット等によるいじめへの対応	
	(2) 関係機関等との連携	
10	京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催	26
	(1) 関係者会議の開催	
	(2) 関係者会議の役割	
11	重大事態に至らないための対処	27
12	重大事態への対処	30
	(1) 重大事態の具体的態様	
	(2) 学校・教育委員会が実施すべき対処	
	(3) 市長の再調査	
	(4) 調査の公平性・中立性の確保	

この「京都市いじめの防止等取組指針」において使用する用語の意義は、「京都市いじめの防止等に関する条例」の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 学 校 学校教育法第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）並びに小学校，中学校，高等学校に相当する各種学校をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者，未成年後見人その他の者で，子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例第2条に規定する育ち学ぶ施設（学校教育法に規定する学校，専修学校，各種学校，児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等子どもの育成を目的とする事業を行う施設，児童福祉施設）をいう。

京都市いじめの防止等取組指針

1 はじめに

(1) いじめに対する基本認識

本来、子どもは家庭や地域社会、学校等において学習や様々な体験をするなかで、人間関係を構築し、社会生活を営むうえで必要となる知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していく。

しかし、いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。

このように、いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある本市の重要な課題である。また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為、悪質な他者への差別行為を許容する社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

(2) 本市における取組

本市においても、これまでから、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、全国に先駆けて全ての市立学校にいじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童・生徒の豊かな感性・情操、他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめを無くす行動力の育成に努めてきたところである。

さらに、本市は、平成19年2月5日、家庭や地域社会における大人全員の行動規範として、「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」（以下「憲章」という。）を制定し、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築するための取組の一つとして「いじめから子どもの命を守ります」を掲げ、各機関・団体と連携していじめ防止等に関する取組を市民ぐるみで展開してきた。

(3) 京都市いじめの防止等取組指針の策定

平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、本市の「憲章」と同様に大人社会の在り方が子どもに与える影

響の大きさを踏まえ、全ての大人がいじめの問題に対峙することを念頭に置いたものである。

この法の制定を受け、本市においては、市民参画の下、憲章をはじめとした本市のこれまでの施策や取組、また、法の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、並びにいじめの再発防止（以下「いじめの防止等」という。）の施策を市民総がかりで推進するため、平成26年9月26日に市会の議決を頂き「京都市いじめの防止等に関する条例」（平成26年10月10日条例第16号。以下「いじめ防止条例」という。）を制定した。

本「京都市いじめの防止等取組指針」（以下「取組指針」という。）は、いじめ防止条例第9条の規定に基づき、いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るために平成27年1月に策定したものである。

この度、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。今後とも、この「取組指針」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

2 いじめについて

【いじめ防止条例第2条関係】

(1) いじめの定義

いじめは、法及びいじめ防止条例において、次のとおり定義されている。

(いじめ防止対策推進法第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(京都市いじめの防止等に関する条例第2条)

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。)をいう。

法及びいじめ防止条例では上記のように定義されているが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つものとする。また、学校等における実際の対応では、子どもが心身の苦痛を感じていない又は訴えない場合や、放置しておくといじめにつながる恐れがある行為も含めて対処している実態がある。

このような実態や国会における法に対する附帯決議(※)も鑑みて、いじめ防止条例においては、法の定義に加えて「当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。」とし、法よりも広くいじめを捉える定義を独自に規定したところである。

※ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議(抄) (平成25年6月19日衆議院文部科学委員会及び同年6月20日参議院文教科学委員会)

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

もとより、「いじめ」の態様は非常に多様であり、見えない所で被害が発生している場合もある。このため、いじめに該当するか否かについては、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して判断する必要がある。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったり、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合や、一過性のけんかやふざけ合いなど、子どもたちの日常生活の中で日々生起し常に指導が図られ、その都度解決に導かれる場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当する可能性があるため、いじめ対策委員会での情報共有が必要である。

（２）いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ② 仲間はずれ・集団による無視をする。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ④ ひどくぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ⑤ 金品をたかる。
- ⑥ 所有物を隠したり、壊したり、捨てたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
- ⑧ 上記をケータイ・スマホ等で撮影する・他者に送信する。
- ⑨ パソコン・ケータイ・スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことや無視をする。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしか悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある児童生徒間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。

また、いじめを受けている子どもがそれを否定する場合や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、子どもの表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていたりと、態様を変えて行われていること、さらにいじめを受けた子どもの心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払うことが必要である。（後述「６（８）いじめの解消」参照）

なお、取組指針において、いじめの防止等をはじめ子どもの健やかかつ心豊かな育みについて述べているが、これらの取組については、子どもの発達段階や発達特性を十分に踏まえて実施することが重要である。いじめ防止条例では、第5条において「本市の責務」としてこのことを規定しているところであり、各校においても保護者等の協力を得て、平素から子どもの人間関係や生活環境等を注視することが重要である。

3 基本理念

【いじめ防止条例第3条関係】

(1) いじめの防止等の取組の推進に当たっての基本的な理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「2 いじめについて」で述べたことに十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係の構築について苦慮している状況が多く見られる。幼児期の教育においても、幼児が他者との関わりを通して、自分の気持ちを調整し折り合いをつけながら、相手を尊重する気持ちや思いやりを持って行動できるよう、発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

(2) 個人情報の取扱い

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

4 京都市が実施する施策

【いじめ防止条例第5条，第11条関係】

（１）庁内体制の整備と関係機関との連携等

いじめの防止等の取組を京都市総体として推進するため，庁内体制を整備するとともに，財政上の措置をはじめ必要な措置を講ずるものとする。

また，本市が設置する育ち学ぶ施設（就学前の子どもの教育等に係るものを含む。）におけるいじめの防止等について，職員の資質の向上を図るための研修の実施及びその充実，臨床心理士等の専門的知識を有する者の確保や配置，その他の必要な措置を講じるものとする。

さらに，「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」を開催し，いじめの防止等に関係する団体間の情報を共有し取組の実効性を図るとともに，平素から京都府（教育委員会，警察本部を含む。）や京都地方法務局等の人権擁護機関，京都弁護士会，私立学校等の関係機関との連携を図り，いじめの防止等の取組や個別の事案の対応が協働して適切に行われる体制を整える。

（→後述「10 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催」参照）

（２）相談体制の整備

子ども，保護者及び市民からのいじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整えとともに，相談体制の情報をホームページや広報紙等により周知する。また，同様の相談窓口を設置している京都府はじめ各機関，団体等とも連携し，必要な情報の共有を図っていく。

（３）私立学校等との連携

本市は，京都府教育委員会や学校法人等が設置する学校の教育活動等に対して，またスポーツクラブなど民間団体等が運営する施設等の設置，運営等に対して，指導を行ったり是正を求めるなどの法的な権限は持たないが，保護者，市民が，どのような場所であれ，自身の子どものいじめの当事者になることを望んでいないことを鑑みる必要もある。

よって，いじめの防止等の取組を総合的かつ効果的に推進するため，また複数の学校等に関わる事案や学校外における事案についても適切な対応を図るため，「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」や京都府が設置する同様の会議等を通して，また日常的な協議の場や機会等を活用することにより，本市が設置する学校以外の学校や教育機関等育ち学ぶ施設，さらに民間団体等が運営する施設の設置者との適切な情報提供・情報交換や全市的な取組の推進への協力依頼など必要な連携等に努める。

5 京都市教育委員会が実施する施策

【いじめ防止条例第5条、第11条関係】

(1) いじめの未然防止のための取組

① 教職員の資質向上

本市では、これまでから生徒指導に関する研修会や教員向けの指導資料の作成を行ってきたところであるが、本市立学校（以下「市立学校」という。）におけるいじめの防止等の取組が、専門的知識に基づき、組織的・有機的かつ一体とな行われるよう、研修会を充実するなど教職員のいじめの問題に対する認識の深化とともに、いじめの未然防止や早期発見、適切な初期対応に資する能力の向上を図る。

また、すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回のいじめの問題に係る校内研修の実施や、小中一貫教育推進の観点から、市立小・中学校の教職員が生徒指導や生徒理解等について、自らの実践を振り返り、お互いがお互いの教育実践に学ぶ合同研修の実施を促す。

② 教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた学校運営支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、少人数教育の推進に努めるとともに、総合育成支援員や学校司書、ALT、部活動における外部コーチ等、専門性をもつ人材と連携して教育活動を行う体制の整備に取り組んでいく。また、「校務支援システム」をはじめとする、ICTを活用した校務事務効率化等、学校運営の改善を支援する。

③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置と活用

市立学校に全校配置している心理相談に関して高度に専門的な知識、経験を有する臨床心理士有資格者であるスクールカウンセラーの相談体制の拡充や、教育分野と社会福祉等の専門的知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図り、チーム学校としての機能を高め、市立学校におけるいじめの防止等の取組や具体的支援などについて教職員への指導助言を行う体制を充実する。また、スクールカウンセラーの役割や、相談日の案内を子ども・保護者に積極的に周知する。

④ 「非行防止教室」の実施

問題行動やいじめの未然防止・再発防止を目指し、京都府警察との連携の下、全ての市立小学校、中学校、高等学校において実施している「非行防止教室」の内容の充実や実施学年の拡充等を図る。

⑤ 保護者・市民等との連携

いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、ホームページや広報紙等を活用して、保護者や市民、関係団体等に周知するとともに、子どもを社会・地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」と憲章の理念の下、いじめの防止等の取組について保護者や市民、関係団体等の協力を求め、社会総がかりでいじめの防止等に取り組んでいく。

（２）いじめに対する措置

市立学校が把握し対応する事案について教育委員会が情報を共有するとともに、指導主事等を派遣するなど必要な支援を行っていく。また、複数の市立学校が関わる事案については、当該市立学校が連携して対処するよう必要な指導助言及び支援を行う。

さらに、事案の内容によっては、教育委員会が弁護士や臨床心理士等の専門職から助言を得て市立学校への指導助言を行うとともに、警察、保健福祉センター、児童相談所等の関係機関に連絡し、ケース会議を開催するなどの連携を図っていく。

また、いじめを受けた児童生徒が長期に渡り、教育を受ける機会を損なわれる場合等については、当該児童生徒の区域外就学等の対応を検討するとともに、事案の重大性等により、いじめを行った児童生徒への出席停止を命ずることを検討する等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。なお、いじめを行った児童生徒に出席停止を命じた場合には、その期間における学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

（３）適切な引継ぎと再発防止の取組

いじめに関する指導又は配慮が必要な子どもの進学や転学（区域外就学を含む）に際し、学校間において必要な情報が確実かつ適切に引き継がれ、共有されるよう措置する。また、事案の内容や経過、人間関係によっては、複数の学校間の情報共有を適切に行うことが重要である。とりわけ小・中学校においては、小学校の人間関係が中学校においても継続されることから、小中一貫教育の観点からの情報共有等の措置や協同した取組を促進する。

さらに、事案を一般化したものを研修材料とし、教職員等がその経過や対応等についての情報を共有し教訓化する取組を促進する。

（４）重大事態への対処

（→後述「１２ 重大事態への対処」参照）

（５）取組の検証と学校評価

市立学校において、学校いじめの防止等基本方針が適切に機能しているかを検証するとともに、方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善・充実を図るよう、必要な指導・助言を行う。

（６）取組指針の見直し

必要に応じて、取組指針の見直しを行い、改定した場合は、本市のホームページ等により公開する。

6 学校が実施する施策

【いじめ防止条例第10条, 第11条関係】

市立学校においては、これまでから「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、人間形成の理想を求めて、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育改革を推進し、児童生徒（市立学校に在籍する児童生徒をいう。以下同じ）に「生きる力」を身に付けさせるために、個と集団、社会との関わりを重視した教育活動を展開している。

また、日常の生徒指導において、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底するとともに、児童生徒同士がともに指摘し合い、高まり合える風土を醸成することが重要となる。

教職員は、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の児童生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

（1）学校いじめの防止等基本方針の策定【いじめ防止条例第10条関係】

市立学校は、法第13条の規定に基づき、各校の実情等に応じ、各学校に係るいじめの防止等のための取組に関する基本的な方針（以下「学校いじめの防止等基本方針」という。）を策定する。なお、策定に当たっては、学校運営協議会やPTA、地域団体からの意見等を反映するよう努めるものとする。

また、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめの防止等基本方針の意義（※）や内容を教職員に徹底するとともに、定期的にいじめの防止等の取組や学校いじめの防止等基本方針が適切に機能しているかについて検証等を行い、必要に応じて見直すことが必要である。この場合、全市立学校に設置している組織である「いじめ対策委員会」等のいじめに関する組織（以下「いじめ対策委員会」という。）での協議や学校評価の結果をはじめとする取組の検証結果、学校運営協議会の会議等での保護者、地域住民等の意見を考慮するものとする。

なお、学校いじめの防止等基本方針を策定したとき又は変更したときは、学校のホームページや学校だより等により遅滞なく公表する。また、入学時・年度の開始時等に、児童生徒、保護者、学校運営協議会やPTA等に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

※ 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」には、学校いじめの防止等基本方針を策定することの意義を次の通り示している。

- 学校いじめの防止等基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒とその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を位置づけることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる

（２）学校いじめの防止等基本方針で定める主な内容 【いじめ防止条例第１０条関係】

市立学校で定める学校いじめの防止等基本方針は、いじめの防止等全体に係る内容でなければならない。

中核的な内容として、年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）の策定が必要である。

また、そのプログラムには、いじめの早期発見や事案対処についてのマニュアルとして、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処のあり方や、教職員の資質能力向上の取組等、具体的な取組を盛り込む必要がある。これらの中核的な内容は、同時にいじめ対策委員会の未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるものであり、具体的に記載するものとする。

<学校いじめの防止等基本方針で定める具体的内容>

- ① 学校いじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方
- ② いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）
- ③ 学校いじめ防止プログラム

ア 学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ・ 学習環境の整備
- ・ 授業改善（「分かる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業」づくり）
- ・ 道徳教育、人権教育の充実
- ・ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実（児童会・生徒会活動や、PTA、地域と連携した体験活動 等）
- ・ 児童生徒同士の絆づくり（学級活動、縦割り活動、部活動 等）

イ いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・ 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート，クラスマネジ
メントシート，教育相談等）
 - ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処
- ウ いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組
- ・基本的な考え方
 - ・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（フローチャ
ート等で図式的に明示）
 - ・インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - ・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
- エ 教職員の資質能力向上の取組
- ・内容（いじめ事案対処に関する校内研修等）
 - ・実施時期（年間を通じて複数回）
- ④ 保護者・地域，関係機関との連携
- ・保護者・地域への情報発信，啓発，協同の取組
- ⑤ 重大事態への対処
- ・基本的な考え方
 - ・重大事態が発生したときの対応
- ⑥ 年間計画
- ②，③，④の内容を中心に，個々の取組が有機的かつ一体的に展開されるよう，
PDCAサイクルを含む体系的な取組の流れを明示化・可視化する。

(3) いじめ対策委員会（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

本市においては、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉に関する専門的な知識を有する者も構成員になっているいじめ対策委員会を全市立学校に設置しており、この組織を法第22条に規定する校内組織と位置付ける。

① 情報の集約と共有の徹底

いじめ対策委員会は、各校におけるいじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめやその疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することを徹底し、教職員が個別に認知した情報の組織的な集約と共有化を図らなければならない。管理職は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込んだり、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項（※）の規定に違反する行為であることと併せて、いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であることを周知徹底するなど、そのリーダーシップの下、情報を共有することへの重要性への認識を高める必要がある。

※ いじめ防止対策推進法第23条第1項（抄）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

② いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会は、以下に示す役割を有する。

【未然防止】

- ・ いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ 上記に係る情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

- ・ 学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

【役割等の周知】

- ・ いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童生徒や保護者・地域等への周知。

（４）学校評価

市立学校において学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるものとする。学校いじめ防止基本方針で定めた、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、目標の達成状況についての評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

（５）いじめの未然防止のための取組

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を、教育活動全体を通して養うとともに、「いじめは決して許されない人権侵害である」「いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象等に成り得る」ことの理解の上に立って、児童生徒がいじめを自分のこととして捉え、その防止や解決に向かう態度を育むため、次のような取組を推進する。

- ア 「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育
- イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組
- ウ 児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動
- エ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育むため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

② 児童生徒の主体的な取組の充実

児童生徒は、自分たち自身がいじめの解決の当事者であるとの自覚を持ち、主体的に取組を行うことが重要である。

本市においては、各校の児童会、生徒会を中心とする取組を一層充実、活性化することを目的として、平成18年度に「いじめに立ち向かう生徒会議」を実施するとともに、市立中学校の支部単位でも定期的な協議をはじめ様々な取組を行ってきた経過がある。

これらの経過にたつて、平成23年度から全市の中学校生徒会議や中学校生徒会サミットを実施し、中学生相互や中学生と大人との協議を重ねるなかで、いじめについても協議するとともに、そこでの議論を各校での実践につなげてきた。平成29年度からは、小学校でも「京（みやこ）キッズ会議」を立ち上げ、小中連携の下、「京都市こども未来会議」を開催するなど、取組の充実が進んでおり、引き続き児童生徒の主体的な取組を推進する。

さらに、地域においても、PTAや地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会等の関係団体が子どもの健全育成に向けた様々な活動を実施されているところであり、児童生徒にそれらへの参画を促し、児童生徒が地域住民の方とともに取組むことも大きな意義がある。

このような取組を通して、児童生徒自身がいじめを自らの問題として考え、その解決の当事者として実践する機会を設けていくとともに、各校や全市的な取組の充実を図ることが重要である。

③ 学校運営協議会や保護者、地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会など地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、市立学校と地域社会、家庭が協働する体制の充実を図る。

（6）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 日常的な取組

日常の児童生徒の観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換等あらゆる機会を捉えて児童生徒のささいな変化に気づき、実態把握に努める。子ども自らが周囲に援助を求めることの重要性を指導するとともに、また、いじめを受けた児童生徒やいじめを見聞きした児童生徒が、身近な存在である学級担任などの教職員をはじめ、家族や友人その他知人又は関係機関に相談できる環境を整える。

もとより、相談された内容については、教職員個人に留めることなくいじめ対策委員会で組織として共有するとともに、情報を分析し、必要な対応を速やかに行うとともに、こうしたいじめ対策委員会の役割を子どもや保護者に周知するなどして、児童生徒が教職員に対して安心感と信頼感を持って相談できる環境を整える。

なお、児童生徒によっては、いじめを受けたことを相談することによって、さらにいじめがエスカレートする恐れがあるのではないかと、親に心配をかけたくない、自分が弱い人間だと思われるのではないかと、などの懸念や不安を持っていることも留意し、児童生徒の様子を注視しながら、勇気を持って相談してくれたことを褒めると同時に、「絶対守る」「確実に解決する」という学校の姿勢を示す。

また、学校として特に配慮が必要な児童生徒（※）については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※ 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」別添の「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」において、次のとおり例示的に記載されている。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

② 定期的な実態把握のためのアンケート調査等の実施と活用

児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの記名式アンケートやクラスマネジメントシート（※）、聴き取り調査、教育相談等を定期的 to 実施することにより、学級や児童生徒の状況を把握することは、いじめの防止等の取組を進めていくうえでも有意義である。また、こうした調査の実施は、児童生徒がいじめを行う自制につながることも期待できる。

なお、アンケート調査等を実施する際は、他の児童生徒との関係性への影響を恐れ、回答することに不安や懸念を持つ児童生徒がいることに留意し、回答内容が他から見られるということが決して無いように、アンケート用紙の回収は、学級担任等が直接行うようにする等、アンケート用紙の取扱いについては、十分配慮する。

アンケート結果については、児童生徒に丁寧に聴き取りを実施し、各クラス・各学年間だけでなく、いじめ対策委員会で共有し、各校におけるいじめの早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。な

お、その原本は、個人名や筆跡などの個人を識別できる情報を有するため厳重に取扱い、また調査により把握した情報の記録は、整理したうえで公文書として保存年限等を順守し保存する。

※ クラスマネジメントシート

本市が独自に開発した学級経営支援ツールで、学級担任等がアンケート調査を用いた客観的な情報を得ることにより、学級の実態や子どもの状況を適切に把握し、対応策を導くことを目的としている。

③ 保護者との情報の共有

家庭訪問や三者懇談等の場を活用し、保護者から家庭での児童生徒の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者、家庭と学校が情報を共有し、協同して児童生徒の育成に対処する基盤を作る。

(7) いじめ事案に対する措置

① 丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについての事実確認を行うことが重要である。具体的には、いじめがあった日時、場所、いじめの態様、期間だけでなく、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。また、事実確認は、該当する児童生徒はもとより周囲の児童生徒からも聴き取りを行うことや、さらに広範囲の児童生徒にアンケートを行うなどの方法が考えられる。

聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。また、こうした取組経過や把握した情報については、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応しなくてはならない。

② いじめを受けた児童生徒の保護・支援等

確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、児童生徒や保護者の不安をできる限り取り除くように取り組む。さらに、必要に応じ、スクールカウンセラーや「こどもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめを受けた児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

なお、いじめを訴えた児童生徒が、その以前にはいじめを行った側であることも見られることもあり、一場面だけではなく、その経過、背景等も踏まえた対応が必要である。

③ いじめを行った児童生徒、保護者等への指導等

組織的に決定した対応方針の下、いじめを行った児童生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、児童生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する必要がある。

なお、いじめを行った児童生徒への指導の際、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする「排除の論理」を持ち出し、いじめを受けた児童生徒の側にいじめの原因となる何らかの状況等があるとして、いじめを行った児童生徒が自らの言動に理由や正当性があるかのように述べることもあるが、いかなる主観的な理由があろうともいじめを行ってよいことにはならないことを明確に押さえて指導する必要がある。

また、児童生徒が遊び感覚でいたり、何気ない冷やかしか悪ふざけであったりするなど「いじめている」という認識を持っていない場合もある。この場合、当該児童生徒の言動によって他者がどのような受け止めをするか、どのような思いをするかについて丁寧に説明するなどの対応が必要となってくる。特に、自身の言動が他者にどのように受け止められるかなどの認知に関する発達特性に留意が必要な児童生徒の場合は、その特性も踏まえた対処が求められる。このような情報も平素の会議等や研修等において共有しておくことが重要である。

ただし、客観的な見え方と当事者の思いに差異がある場合、双方の価値観が異なることを前提として対応し、一方の思いの押付けとならないことにも留意する必要がある。

④ 周囲の児童生徒への指導等

いじめに直接に関わってはいないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、それを傍観し注意しないことや放置すること、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

⑤ 教育委員会への報告、警察との連携

いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態

が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。

また、いじめの中には、犯罪行為として捉えるべき事案や児童生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案もある。これらについては、教育委員会に直ちに報告、連携し、被害を受けた児童生徒の意向も十分に配慮のうえ、所轄の警察署とも十分に連携し対処する。

緊急性が高くないと思われる事案についても、その内容によっては警察との連携が有効な場合もあり、必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど所轄の警察署との情報の共有や連携を図る。

（８）いじめの解消

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である３か月を超え設定するものとする。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

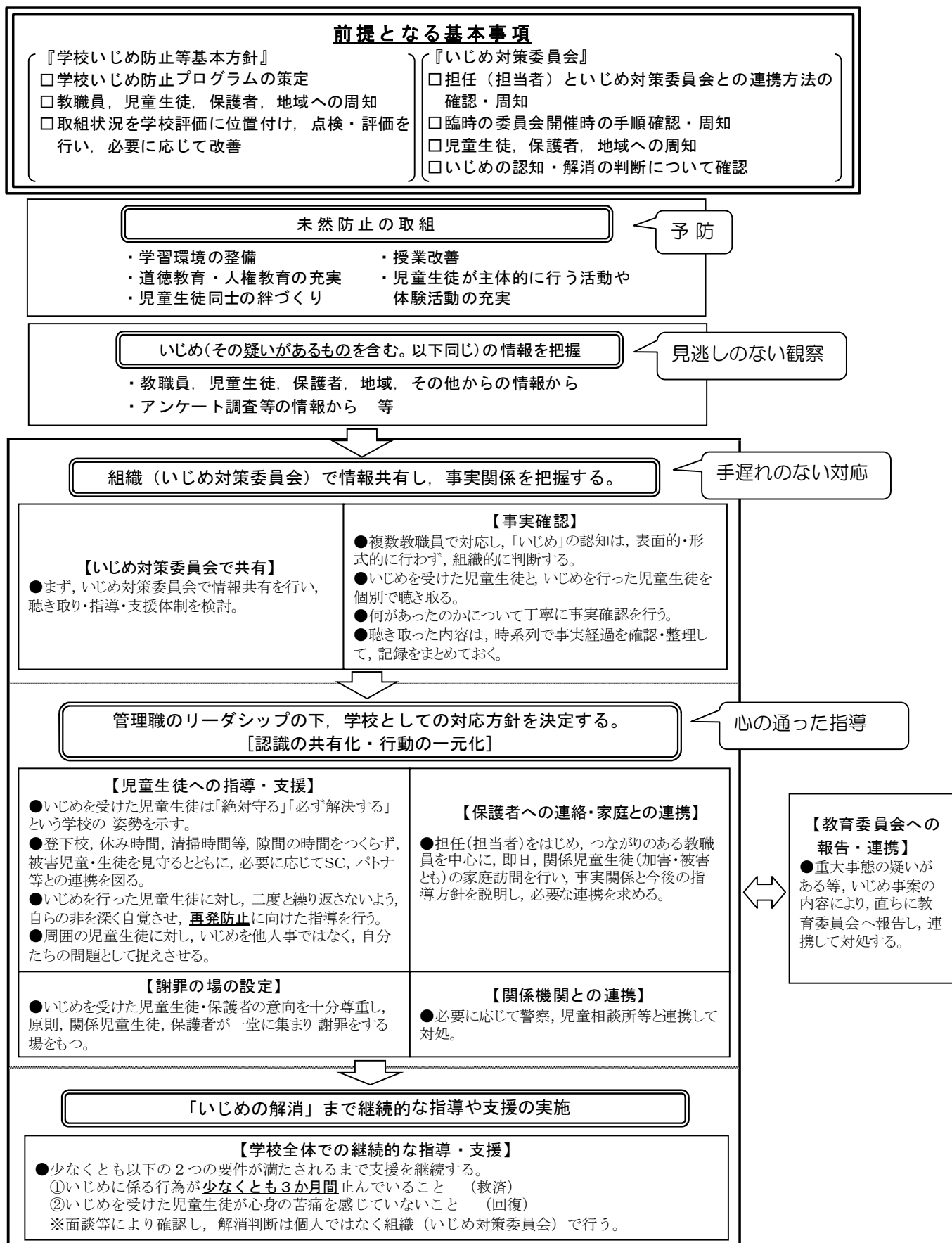
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(9) 重大事態への対処

(→後述「1.2 重大事態への対処」参照)

<【参考】いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>



7 保護者の責務、市民・事業者の役割【いじめ防止条例第6条、第7条関係】

(1) 保護者の責務、市民・事業者の役割

いじめの防止等に当たっては保護者の責務や市民、事業者の役割も大きい。とりわけ、子どもからいじめの相談を受けた大人が子どもの努力を丁寧に受け止め対応することは、個々のいじめ事案を解決するうえはもとより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる社会の構築にとっても重要である。

また京都は、「まちづくりは人づくりから」と明治2年に日本で初めて町衆が資金を出し合い誰でも入学できる地域制小学校（番組小学校）を設立した歴史と、子どもを社会・地域の宝として、愛し、慈しみ、また大切に育み、将来を託してきた人づくりの伝統が生活に根付いているまちである。こうした「はぐくみ文化」のもと、保護者、市民・事業者は次の事項に取り組むものとする。

- ① 保護者は、子どもの養育に果たす家庭の役割が大きいことを認識し、保護する子どもがいじめを行わないよう、社会の一員として確かな規範意識を育み、健やかかつ心豊かに育むよう努めるものとする。
- ② 保護者は、保護する子どもがいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と連携を図り、適切にいじめから保護するものとする。
- ③ 市民、事業者は、いじめの問題に対する関心と理解を深めるとともに、学校、教育委員会その他の関係機関の講じるいじめの防止等のための対策に積極的に協力するものとする。
- ④ 市民、事業者は、地域社会において子どもが健やかかつ心豊かに育まれる環境の整備に努め、地域の子どもは地域で育む取組を進めるものとする。

(2) いじめ問題の背景としての大人社会の課題への対応

子ども社会における課題は大人社会の反映という側面もある。本市では、憲章において、大人が子どもの模範となるよう、家庭や地域社会における行動規範を定めており、大人の社会においても、いじめやそれに類する行動等を行ってはならないことを求めていることを改めて確認する必要がある。

また、子どものいじめの問題の背景には、昨今のマスメディアやインターネット等において、他人の失敗や弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為、悪質な他者への差別行為を許容するようなことが見られる社会風潮があるとの指摘もなされている。さらに、家庭内で虐待を受けたりドメスティックバイオレンス（DV）を経験するなどの生育環境にある子どもがいじめを行うことも少なくなく、言わば、いじめを行う子どももまた社会的な被害者であるとも言えるケースもあることから、いじめの問題への対応は、決して学校や家庭等に限られたものではなく、まさに全社会的観点から検討し対処していく必要がある問題である。

8 いじめの禁止，子どもの努力【いじめ防止条例第4条，第8条関係】

（１）いじめの禁止

いじめの問題の解決に当たっては，何よりも子ども自身が何故いじめを行うことがいけないのかを正しく理解したうえで，自分だけではなく周りの子どもも含めて，いじめを行わないようにするとともに，主体的にいじめの防止等の取組を考え，実践することが重要である。

このような観点から，法においてもいじめ防止条例においても，子どもは，いじめが決して許されない人権侵害であることを理解し，いかなる場合においても，他者に対していじめを行ってはならないことを規定している（法第4条，いじめ防止条例第4条）。

（２）子どもの努力

子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として，学校において児童会，生徒会等を通した取組を教職員とともに行うこと，地域社会における取組において保護者等と連携して関わること，また，場合によっては，これらについて子ども同士が協力して主体的，積極的に取り組むことが望まれる。

さらに，自身がいじめを受けた時はもとより，他者に対するいじめが行われていることを知った場合や，他者からいじめの相談を受けた場合においても，家族や学校の教職員，知人や友人，関係機関等に相談するよう努めるものとする。

なお，相談することによって，かえっていじめがエスカレートするのではないか，親に心配をかけたくない，自分が弱い人間だと思われるのではないかなど，懸念や不安を持つ子どももいる。このようなことを踏まえ，平素から，いじめの根本的な解決のためには，一人で悩まず，自身の気持ちを周りに伝えることが大事であることを指導するとともに，学校において，身近な存在である学級担任や部活動の顧問，いじめ対策委員会を構成する教職員などへ相談しやすい環境を整えることが必要である。また，教職員等に相談しにくい場合には，本市が開設している電話相談やメール相談を活用することやスクールカウンセラーへの相談もできること，学校において年2回実施される記名式のアンケート調査を利用することなどを周知する。

9 インターネット等によるいじめへの対応

(1) インターネット等によるいじめへの対応

昨今の状況として、スマートフォンやインターネットに関わる子どもの問題行動が増加傾向にあるが、いじめについてもSNSを通じて行われるものが目立ってきており、憂慮すべき状況である。SNSは、以前には想像し得なかったコミュニケーションツールであり、また、新しい機能を持つスマートフォンやシステム、アプリケーションソフトが次々と提供される現状がある。

特に、インターネット等によるいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼし、時として、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為を誘発している。

さらに、こうした特殊性（発信された情報の高度の流通性、情報発信者の匿名性、一部のものだけしか参加できない閉鎖性等）や危険性の他、実際に会って話をするコミュニケーションの量的な不足や、自分の思いをうまく伝えられないコミュニケーションの質的な弱まりという言わば負の産物を生みだしている。

このため、子どもに情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが重要である。学習指導要領では、全ての教科領域において、情報モラルの視点を持った学習活動を行うこととされているが、これに加えて、本市においては、子どもたちが主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上や家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラムを開発し、教員と市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が協同して授業を行う「情報モラル教室」を実施しているほか、京都府警察と連携して実施している非行防止教室において携帯電話・スマートフォンやインターネット等の危険性等を指導するとともに、携帯電話事業者と連携して「ケータイ教室」を実施し、携帯電話・スマートフォンの適切な使用について指導しているところである。このような様々な取組を行う中で、子どもの情報モラルを身に付ける指導の充実を図る。

(2) 関係機関等との連携

本市においては、上記(1)の取組に加え、専門業者に委託しインターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールを行い、不適切な書き込み等については学校を通じて削除するよう指導するなどの取組を行ってきている。

しかし、クローズの環境にあるシステム内の書込み等のパトロールには限界があり、子ども自身の当事者意識が重要である。本市では、京都府警察やPTA、地域生徒指導連合会等の市民団体、さらにインターネット関連企業にも参画いただき、京都市「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」を平成19年度に設置し、その危険性への対策に向け、子どもの携帯電話利用のあり方やフィルタリング機能をはじめとする対応策について検討してきた。また、平成26年度にはスマートフォンや携帯ゲーム機等の急速な普及に伴う新たな課題に対応するため、SNS事業者等を新たに加え、「子どもの『インターネット』利用に関する連絡会議」として再編し、子どもを取り巻くインターネット環境について情報共有し、スマートフォン・ゲーム機を通じたインターネット利用に関する危険性・依存性等から子どもたちを守り、安心・安全に利用できるよう、社会ぐるみで対策・啓発を進めている。

10 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催

【いじめ防止条例第12条、第13条関係】

(1) 関係者会議の開催

本市においては、法第14条に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、学識経験者及び保護者・市民団体、京都府警察、京都地方法務局、京都市立学校・幼稚園、京都市域に設置されている私立学校、京都市その他適当と認める団体等の代表を委員とする「京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」（以下この項において「関係者会議」という。）を開催している。関係者会議の開催に当たり、教育委員会は、本市としての事務局の役割を担うものとする。

(2) 関係者会議の役割

これまでから本市においては、規範意識の醸成が、子どものいじめ、問題行動等への未然防止等はもとより、学習規律の維持や社会生活を営むうえでも重要であるとの認識の下、平成22年度に京都市PTA連絡協議会、人づくり21世紀委員会（現「京都市はぐくみネットワーク」）などの関係団体等により構成される「子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」を開催し、多面的な協議を行うとともに、その協議を踏まえて具体的な取組を展開してきた経過がある。

その経過も踏まえ、関係者会議においても、いじめの問題に関する情報の共有はもとより、子どもたちが確かな規範意識を持ち、健やかかつ心豊かに成長することについて幅広く協議を行うとともに、本市のいじめの防止等の対策のための施策や具体的な取組及び取組指針の検証を通して、いじめの防止等に対する施策等の充実を図るものとする。

1 1 重大事態に至らないための対処

これまで述べてきたとおり、いじめは、子どもの成長の過程において、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、本市においては、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、様々な取組を市民ぐるみで行ってきているところであるが、市立学校、教育委員会がいじめ事案を認知した場合には、後述する重大事態に発展することのないよう、早期にかつ適切に問題の解決を図ることが何よりも大切である。

いじめ事案の対処にあっては、このことを強く認識し、個々の事案の内容や経過、人間関係等の事実関係を的確に把握し、関係者が十分に情報を共有したうえで、子どもにしっかりと寄り添いつつ継続的な取組を進め、必要に応じて関係機関、関係団体等との連携を図り、組織的に対応するとともに、再発防止にも取り組む必要がある。

【参照項の再掲】

5 京都市教育委員会が実施する施策

(2) いじめに対する措置

市立学校が把握し対応する事案について教育委員会が情報を共有するとともに、指導主事を派遣するなど必要な支援を行っていく。また、複数の市立学校が関わる事案については、当該市立学校が連携して対処するよう必要な指導助言及び支援を行う。

さらに、事案の内容によっては、教育委員会が弁護士や臨床心理士等の専門職から助言を得て市立学校への指導助言を行うとともに、警察、保健福祉センター、児童相談所等の関係機関と連携し、ケース会議を開催するなどの連携を図っていく。

また、いじめを受けた児童生徒が長期に渡り教育を受ける機会を損なわれる場合等については、当該児童生徒の区域外就学等の対応を検討するとともに、事案の重大性等により、いじめを行った児童生徒への出席停止を命ずることを検討する等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。なお、いじめを行った児童生徒に出席停止を命じた場合には、その期間における学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

(3) 適切な引継ぎと再発防止の取組

いじめに関する指導又は配慮が必要な子どもの進学や転学（区域外就学を含む）に際し、学校間において必要な情報が確実かつ適切に引き継がれ、共有されるよう措置する。また、事案の内容や経過、人間関係によっては、複数の学校間の情報共有を適切に行うことが重要である。とりわけ小・中学校においては、小学校の人間関係が中

学校においても継続されることから、小中一貫教育の観点からの情報共有等の措置や協同した取組を促進する。

さらに、事案を一般化したものを研修材料とし、教職員等がその経過や対応等についての情報を共有し教訓化する取組を促進する。

6 学校が実施する施策

(7) いじめ事案に対する措置

① 丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについての事実確認を行うことが重要である。具体的には、いじめがあった日時、場所、いじめの態様、期間だけでなく、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。また、事実確認は、該当する児童生徒はもとより周囲の児童生徒からも聴き取りを行うことや、さらに広範囲の児童生徒にアンケートを行うなどの方法が考えられる。

聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。また、こうした取組経過や把握した情報については、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応しなくてはならない。

② いじめを受けた児童生徒の保護・支援等

確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、児童生徒や保護者の不安をできる限り取り除くように取り組む。さらに、必要に応じ、スクールカウンセラーや「こどもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめを受けた児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

なお、いじめを訴えた児童生徒が、その以前にはいじめを行った側であることも見られることもあり、一場面だけではなく、その経過、背景等も踏まえた対応が必要である。

③ いじめを行った児童生徒、保護者等への指導等

組織的に決定した対応方針の下、いじめを行った児童生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、児童生徒の発達段

階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する必要がある。

なお、いじめを行った児童生徒への指導の際、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする「排除の理論」を持ち出し、いじめを受けた児童生徒の側にいじめの原因となる何らかの状況等があるとして、いじめを行った児童生徒が自らの言動に理由や正当性があるかのように述べることもあるが、いかなる主観的な理由があろうともいじめを行ってよいことにはならないことを明確に押さえて指導する必要がある。

また、児童生徒が遊び感覚でいたり、何気ない冷やかしや、悪ふざけであったりするなど「いじめている」という認識を持っていない場合もある。この場合、当該児童生徒の言動によって他者がどのような受け止めをするか、どのような思いをするかについて丁寧に説明するなどの対応が必要となってくる。特に、自身の言動が他者にどのように受け止められるかなどの認知に関する発達特性に留意が必要な児童生徒の場合は、その特性も踏まえた対処が求められる。このような情報も平素の会議や研修等において共有しておくことが重要である。

ただし、客観的な見え方と当事者の思いに差異がある場合、双方の価値観が異なることを前提として対応し、一方の思いの押付けとならないことにも留意する必要がある。

④ 周囲の児童生徒への指導等

いじめに直接関わっていないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、それを傍観し注意しないことや放置すること、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

⑤ 教育委員会への報告、警察との連携

いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（おそれがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。

また、いじめの中には、犯罪行為として捉えるべき事案や児童生徒の生命、身体に危機が及ぶなど一刻の猶予もない事案もある。これらについては、教育委員会に直ちに報告、連携し、被害を受けた児童生徒の意向も十分に配慮のうえ、所轄の警察署とも十分に連携し対処する。

緊急性が高くないと思われる事案についても、その内容によっては警察との連携が有効な場合もあり、必要に応じてスクールサポーターの派遣を依頼するなど所轄の警察署との情報の共有や連携を図る。

1 2 重大事態への対処

【いじめ防止条例第 1 4 条～第 2 3 条関係】

いじめの未然防止及び早期発見, いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い, 重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められるが, 万一, 重大事態が発生した場合には, 次のとおり対処するとともに, その再発の防止等のため必要な措置を行うこととする。

(1) 重大事態の具体的態様

重大事態は, 法において, 次のとおり定義されている。

(いじめ防止対策推進法第 2 8 条 (抄))

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

一の具体的な事案としては, 次のような態様が挙げられるが, いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断するべきである。

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また, 二における「相当な期間」とは, 国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」において, 3 0 日を目安とする旨が述べられているが, 日数にかかわらず, 児童生徒の状況により必要な対応に着手することが必要である。

(2) 学校・教育委員会が実施すべき対処

① 市立学校の対処

法第 2 8 条第 1 項に基づき, 市立学校は, いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え, 重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始, 教育委員会に直ちに報告し, 教育委員会と十分に連携を図り, 対処方針を共有して迅速に対処する。また, 調査に当たっては, いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を十分に踏まえ, いじめ対策委員会を調査主体として, 児童生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により, 当該事態に係る事実関係を明確にする。

「いじめにより重大な被害が生じた」という児童生徒又は保護者からの申立ては, 市立学校・教育委員会が把握していない極めて重要な情報である可能性があ

ることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。このため、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で市立学校・教育委員会が「いじめの結果である」「重大事態である」との認識を有していなくとも、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。また、被害児童生徒・保護者が詳細な調査を望まない場合であっても、これまでの対応を振り返り、検証することは必要なことから、そのことを理由として調査を怠ってはならない。

② 「いじめ問題調査委員会」の設置

いじめ防止条例第14条第1項により、法第28条第1項に規定する学校の設置者による調査は教育委員会が行うものとした。教育委員会は、必要があると認め調査を行う場合は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める第三者を委員とする「京都市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置することとする。

調査委員会の運営に当たっては、必要に応じて、特別の事項の調査や審議を行う特別委員や専門の事項の調査を行う調査委員の委嘱及び特定の事項について調査、審議する部会の設置ができるものとする。

なお、委員（特別委員、調査委員を含む。）には地方公務員法上の守秘義務が課される。

③ 調査内容等

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることであり、その目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応ではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や再発防止、同種の事態の発生防止を図ることにある。

その際には、主観的な印象や判断等を持ち込まず、客観的な事実を積み上げていくように努めることが重要である。なお、調査により把握した情報の記録は整理の上、公文書として適切に管理する必要がある。

④ 情報等の提供

市立学校又は教育委員会は、調査を行うに当たっては、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。また、いじめを行った児童生

徒及びその保護者に対しても、事実関係について説明し、いじめを行った児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、再発防止に向けた指導を行う。

⑤ 教育委員会の市立学校への指導、支援

市立学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、調査の方法等や情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

⑥ 市長への報告

教育委員会は、重大事態が発生したこと及び事実関係を明確にするための調査の結果を遅滞なく市長に報告する。

(3) 市長の再調査

① 「再調査委員会」の設置

市長は、法第30条第2項により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のためなど必要があると認める場合は、教育委員会から報告のあった調査結果について再調査を行うことができる。この場合、調査を行うための学識経験者その他市長が適当と認める第三者を委員とするいじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

再調査委員会の運営に当たっては、必要に応じて、特別の事項の調査や審議を行う特別委員や専門の事項の調査を行う調査委員の委嘱及び特定の事項について調査、審議する部会の設置ができるものとする。

なお、委員（特別委員、調査委員を含む。）には地方公務員法上の守秘義務が課される。

② 情報等の提供

市長は、再調査を行うに当たっては、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者、いじめを行った児童生徒及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

③ 議会への報告と再発の防止

市長は調査結果等を議会に報告するとともに、調査結果に基づき、教育委員会とともに、また必要に応じて関係機関等とも連携し、重大事態の発生の防止等のため、必要な措置を行うこととする。

（４）調査の公平性・中立性の確保

重大事態の調査は、いじめ事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であり、調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成する必要がある。

このことから、教育委員会又は市長による調査を行うときは、いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係をあきらかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを受け止め、いじめの問題の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該調査の対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を委員に委嘱するものとする。

京都市いじめの防止等取組指針

京都市教育委員会指導部生徒指導課

〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3

TEL : 075-213-5622 FAX 075-213-5237

